

I 学生生活で注意してほしいこと

① 京大生としての自覚と責任

本学の特徴の一つとして、「自由の学風」があります。ただし、「自由」とは、自分勝手に何をしてもよいということではありません。

我々は集団の中で生活しており、生活する基盤となる社会には、法令以外にも規範やスタンダードがあります。

社会人、いわゆる大人としての行動の自由とは、社会的規範の遵守が前提です。

例えば、差別に関する問題もそのひとつです。民族や地域、障害や性別などの差別は根絶されるべき、ということは皆さんも十分理解しているでしょうし、意図的に差別をする人はいないでしょう。自分ではそのつもりはなくても、相手にとって、差別や不快とを感じるような発言や行動もあります。人を思いやる気持ちで接するのはなかなか難しいものです。

人とのかわり方や意見交換の方法をしっかりと身につけるとともに、自らの言動に責任を持ち、他人を尊重することにも心がけるようにしてください。

② 法令の遵守

近年、本学においては、性犯罪や薬物乱用等により逮捕者が出るなど、学生の不祥事が連続して発生しています。これらの犯罪行為は、法律により厳罰に処せられるとともに、大学においても放学（除籍）または停学といった厳しい懲戒処分を行うこととなります。被害者やその家族はもとより、皆さん自身の今後の人生にも大きな影響を及ぼすこととなります。学生の皆さんは、日常の様々な行動の中で、人権の尊重や法令遵守の重要性を自覚し、良識ある行動をとるようにしてください。

京都大学通則

第 32 条 学生の本分を守らない者があるときは、総長は懲戒する。

2 前項に規定する懲戒の必要がない学生についても、当該学生の所属する学部長が必要と認めたときは、当該学部長が、厳重注意その他の教育的措置を行うことができる。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 33 条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 譴責 (2) 停学 (3) 放学

③ 自転車運転マナー等について

大学構内や周辺道路において、自転車による接触事故や衝突事故が発生しています。また、自転車の運転マナーが悪いといった近隣住民からの苦情も寄せられています。自転車に乗る場合は、常に安全運転を心がけ、周囲への配慮を怠らないようにしてください。

また、大学周辺の路上や近隣マンション、商業施設等への無断・迷惑駐輪についても、非常に危険である、迷惑だといった苦情・通報が届いております。本学の周辺住民に迷惑をかけず地域の生活環境を守るよう心がけてください。

(1) 違反と罰則

京都府道路交通規則の一部改正(平成25年11月)に伴い、自転車運転中の携帯電話等の使用やイヤホン、ヘッドフォン等で音楽等を聞くことに対し、罰則規定(5万円以下の罰金)が適用されることとなっています。また、改正道路交通法の施行(平成27年6月)に伴い、自転車運転中に危険なルール違反(信号無視、一時不停止、酒酔い運転、ブレーキ不良自転車運転等)を繰り返すと、「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。

自転車安全利用五則を守りましょう。

- | | |
|-------------------------------|------------|
| ①車道が原則、左側を通行、歩道は例外、
歩行者を優先 | ③夜間はライトを点灯 |
| ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 | ④飲酒運転は禁止 |
| | ⑤ヘルメットを着用 |

京都府警 HP(自転車の交通ルール)

https://www.pref.kyoto.jp/fukei/kotu/koki_k_t/jitensha/



※令和5年4月1日より道路交通法改正に伴い自転車乗車時のヘルメット着用が全年齢で努力義務化されました。自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です。

自転車を運転する場合は、事故による被害を軽減させるため、自転車用ヘルメットの着用に努めましょう。

※令和6年1月1日より、道路交通法改正に伴い、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」の罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るために、ながら運転及び飲酒運転はやめましょう。

(2) 自転車保険の加入義務化

平成30年4月1日から、京都市内・京都府内で自転車に乗る場合、自転車損害賠償保険等(以下「保険」という)の加入が義務づけられました。

自転車事故による賠償事例では、約9500万円の支払いが命ぜられた事例があります。誰もが加害者になる可能性があります。自転車を利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合などに備え、相手の生命または身体の損害を補償できる保険に加入してください。

以下のホームページに保険加入義務化の詳細や、保険加入チェックシートがありますので、参照してください。



平成30年4月1日より
自転車保険義務化へ。

京都市 京都府

京都市サイクルサイト

<https://kyoto-bicycle.com/insurance>



京都府交通事故相談所

京都府に設置されている、交通事故にあったとき、無料で相談できる窓口です。損害賠償・示談・保険請求など専門の相談員がアドバイスし、必要な場合には弁護士にも無料で相談できます。

電話番号・相談受付時間：075-414-4274・9：00～17：00

面接相談時間：9：00～11：30、13：00～16：30（予約制。土・日・祝日・年末年始は休み）

<https://www.pref.kyoto.jp/kotsujikosodan/>



(3) 駐輪場・放置自転車

本学構内では、自転車、バイクは、歩行者の安全・避難経路確保等のため、駐輪場が指定されていますので、必ず所定の場所に置いてください。

なお、錆びている、パンクしている、著しく汚れている等、外見から長期間使用していないと認められる自転車等がある場合は、ハンドル部分等に1ヶ月以上先の日を撤去期限として明示した「放置物調査中」のシールを貼ります。撤去期限経過後にそのシールが剥がされず、そのままの状態で置かれている自転車等を放置自転車等とみなして、近くの集積場所に移動します。その後、車体番号・防犯登録番号等から管轄する警察署に盗難被害車両該当の有無を照会し、盗難被害車両に該当すれば警察署へ引き渡し、盗難被害車両ではないことを確認した残りの自転車等については、学外に搬出し処分しています。

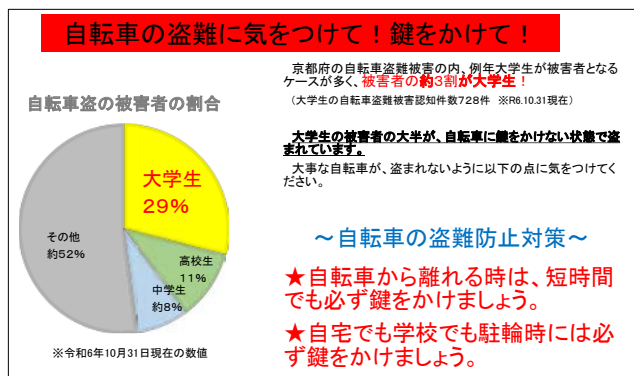
④ 盗難・置き引きに注意

本学では、体育館、部室、グラウンド、講義室、研究室など様々な場所で盗難・置き引きが発生しています。

大学は、学生や教職員だけでなく、外部の人も多数出入りしています。貴重品等は常に身に付け、わずかな時間であっても自分の持ち物から目を離さないよう十分注意してください。

また、本学のキャンパス内の駐輪場でも自転車盗難事件が多数発生しています。特に、「鍵を掛けない」または「鍵が1つしかない」自転車が狙われています。盗難防止のために備え付けの鍵だけでなく、ワイヤー錠等を併用し、2個以上の鍵【ツーロック】を掛けましょう。短い時間であっても必ず施錠し、万一に備え、防犯登録（自転車販売店で受け付けています）を必ず行ってください。

※自転車を盗む行為は「窃盗罪」に該当し、放置自転車であっても勝手にその場から持ち去れば、「占有離脱物横領罪」になる可能性があります。



⑤ 電動キックボード等に関する交通ルールについて

令和5年7月1日に道路交通法の一部を改正する法律のうち、特定小型原動機付自転車
電動キックボード等の交通方法等に関する規定が施行されました。

特定小型原動機付自転車の運転者が守るべき交通ルール等を正しく理解し、遵守しましょう。

京都府警 HP (特定小型原動機付自転車に関する交通ルールについて)

https://www.pref.kyoto.jp/fukei/kotu/koki_k_t/kickboard.html



⑥ マイカー通学の禁止

京都大学のキャンパスでは、教育・研究の場にふさわしい環境保持および緊急災害時の通路確保、
歩行者の安全確保、騒音の防止のため交通規制を実施しており、身体障害者等特別な事情のあるもの
を除き、マイカー通学は原則として禁止となっています。通学に当たっては、徒歩や自転車もしくは公
共交通機関を利用してください。

⑦ 飲酒に関する注意

新入生歓迎の行事やコンパなどの集まりで、アルコールが提供される機会がありますが、20歳未満
の者の飲酒は法律違反であり、20歳未満の者は勧められても飲まないこと、20歳未満の者へ飲酒を
勧めないことを厳守してください。

また、20歳に達した学生についても、急性アルコール中毒に注意してください。短時間に大量のアル
コールを摂取すると、自力で立てないほどの運動障害を起こしたり、昏睡状態になることがありま
す。最悪の場合は呼吸停止や急性心不全が起き、死につながったり、蘇生しても重篤な後遺症が残るこ
とがあります。また、こうした症状に至らなくても、足下がふらついた状態で転倒したり、嘔吐により
窒息死した例もみられます。

他大学では、クラブ・サークル等の飲み会で、急性アルコール中毒により、学生が死亡するという事
故が発生しています。本学においても、急性アルコール中毒等により重篤状態となり、病院に搬送され
一歩誤れば死に至る危険な状態となる事件が発生しています。

飲酒に当たっては、次の点を厳守してください。

- ① 20歳未満の者の飲酒は法律違反であり、勧めない。勧められても飲まない。
- ② 20歳以上でも、イッキ飲み等の危険な飲酒はしない、他人にさせない。
- ③ 体質的にアルコールを受け付けない人に飲酒を勧めない。
- ④ 飲酒をしたら、自動車・バイク・自転車の運転をしない。
- ⑤ 万が一、酔いつぶれた者が出た場合は、一人にしないで責任をもって介抱(衣服を緩め、横向きに寝かす等)すること。名前を呼んだり身体をゆすっても反応せず、大きないびきや呼吸を時々しかないなどの症状があり、おかしいと思ったら、直ちに救急車を呼ぶこと。

⑧ 危険ドラッグについて

薬物使用は、以下のように、精神と身体に悪影響を及ぼし、人間関係の崩壊など、本人だけでなく社会全体に害悪をもたらします。

近年では、危険ドラッグの使用が引き金となった事件や死亡事故が多発するなど極めて憂慮すべき状況です。この危険ドラッグは、強力な依存性、精神毒性があるため、使用すると急性症状による暴力事件や交通事故を引き起こしたり、慢性的な精神疾患にかかることがあります。

安易に使用した結果、本人だけでなく周囲にも大きな影響を及ぼすことがあります。一時的な興味本位で使うことがないように十分注意してください。

※危険ドラッグとは、「ハーブ」、「お香」、「芳香剤」などと用途を偽装したり、「合法ドラッグ」、「合法ハーブ」などと称して販売されている薬物です。

- ①本人の精神や身体への悪影響
- ②自分の意志では止められない
- ③幻想や妄想が表れ、重大犯罪を引き起こす
- ④友人・家族等の人間関係の崩壊
- ⑤法律で禁止されており、厳罰をうけること

⑨ SNS 利用上の注意

Facebook や X(旧 Twitter)、LINE などの SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)は、「仲間内だけのもの」と思いがちですが、そこでの発言が他人を傷つけたり、炎上して自分が傷つくこともあります。

また、仲間内だけの空間であるという安心感を利用して詐欺(ワンクリック詐欺やフィッシング詐欺など)やウイルスを拡散する事例も急増していますので、SNS の利用にあたっては、以下の点に注意してください。

- ①むやみに個人に関する情報を公開しない
- ②写真の掲載は、意図しない位置情報流出の危険性がある
- ③プライバシー、著作権や肖像権の侵害に注意
- ④発信内容は慎重に、どこで誰に対して公言しても良いことだけを書き込むべき。また、一旦送信した情報は後から消せないと考えておくべき
- ⑤偽アカウントやスパムアプリに注意
- ⑥アカウントの乗っ取りに注意。パスワードは推測されにくいものを設定し、他のサービスと共用しない

総務省 HP(国民のためのサイバーセキュリティサイト)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/index.html



⑩ 政治セクト(過激派)、カルト団体などに注意

思想、信教の自由は憲法で保障されています。しかし、世の中にはそのことを逆手に取り、嘘や違法行為を勝手な解釈で正当化する反社会的な政治セクト(過激派)やカルト団体も存在します。

政治セクト(過激派)による勧誘

不法行為も辞さない政治セクト(過激派)が、大学にも潜んでいます。彼らは、学習会系サークルや学生自治会の名を騙るほか、●●委員会や●●準備会と称するなどして勧誘することがあります。学習会への誘いや、クラス討論、様々な署名集めなどであなたに近づき、個人情報を集めたりすることもあります。彼らはかつて力づくで反対意見を屈服させていた“過激派”の正体を今は隠し、学生運動や市民運動の体裁をとって「戦争反対」や「福利厚生」などを掲げ、若者の正義感に訴えてきます。しかし、反社会的な政治セクト(過激派)であるというその本質は今も変わりはありません。こういった政治セクト(過激派)に騙されないよう注意してください。

カルト団体による勧誘

カルト団体による違法な勧誘、脅迫、献金強要等のトラブルも発生しています。その手口は、呼吸法、自己啓発セミナー、ボランティア、国際交流などのサークル活動への勧誘やアンケート調査などと言って声を掛け、世間話や趣味などの話題から親しくなり、住所や電話番号、SNS のアカウントといった個人情報を聞き出し、セミナーや合宿等に参加するようにしつつこく勧めるというケースが多く見られます。

いったんこういった団体に入ってしまうと、その団体の様々な活動にかり出され、時間と労力を浪費し、人間関係が崩壊し、授業にも一切出られず、最悪の場合には大学を除籍となるなど健全な学生生活を送ることができなくなります。

被害にあわないために

ひとりである時に声をかけられるケースが多発しています。トラブルに巻き込まれないように以下の点に注意してください。

なお、SNS を通じた勧誘にも注意してください。

不審な勧誘を見かけたり、自分が勧誘を受けた時は、すぐに学務部厚生課に相談してください。

- ① 相手が何のために近づいてきたのかを確認
- ② 相手が名前を言わなかったり、目的を言わなかったり、曖昧にぼかすときは注意
- ③ 初対面の人には絶対に個人情報を教えないこと
- ④ 安易に SNS でつながりを持たないこと
- ⑤ きっぱりと断る勇気
- ⑥ 勧誘時の団体名や活動説明と実際の団体名や活動実態が異なる団体は特に注意
- ⑦ おかしいと思ったら、すぐに友人や家族、大学に相談
- ⑧ 社会情報がみな誤りであり、この団体が言うことだけが正しいなどと情報操作・情報規制をされたらすぐ逃げる

※昨今、「同学会」を名乗る団体(自称同学会)が学内および近隣で署名集めや勧誘、集会への参加呼びかけ等を行っています。この団体は、京都大学が平成 24 年 6 月 22 日付告示第 5 号において、「京都大学が昭和 34 年以来公認してきた京都大学全学自治会同学会とは一切関係ない」と断定している団体です。

また、この団体のほか「同学会再建準備会」と称して上記の行為等を行っている団体が、本学構内において学内ルールを無視して共用スペースを無断で占有する、拡声器等を使用して大音量を発するなどの迷惑行為を行っています。

これらの団体は、本学ホームページにおいて、「吉田南 1 号館の封鎖について(2015 年 10 月 28 日)」として掲載している吉田南 1 号館の封鎖に関わった、「全日本学生自治会総連合」(中核派系全学連)と関係する団体と考

えられています。中核派系全学連関係者が学内ルールを無視した集会に関与しているケースも見受けられます。これらの団体ならびにその関係者の活動等に関わらないようご注意ください。

⑪ 立看板等の設置について

全学公認団体については、構内の指定場所に立看板を設置することが可能です（新歓期および11月祭期は公認団体以外の本学学生団体も含む）。設置については以下の「立看板の設置ルールについて」を遵守してください。不明な点は、学務部厚生課課外活動掛までお問い合わせください。

本学外構周辺に立看板等を立てることは、本学立看板規程に違反します。外構周辺の立看板に対しては、京都市から京都市屋外広告物等に関する条例に抵触するのみならず、道路の不法占用に当たること、歩行者に危険になりかねないことを内容とする指導を受けております。

また、周辺住民から、歩行や児童の通学にとって危険であるとの苦情が寄せられており、事実、倒れた立看板が通行人に当たって負傷させた事例が過去に複数回起きています。学生各位においては、本学の規程や京都市の条例等を遵守し、これらに違反する立看板を設置しないようにしてください。

立看板の設置ルールについて

設置場所	本部・吉田南・北部構内の指定場所			西部構内の指定場所
時期	通常期	新歓期・11月祭期		通年
設置者	全学公認団体	全学公認団体	左以外の本学学生団体	全学公認団体
設置可能期間	60日	60日	①2/20～4/20 ②10/15～11月祭終了日	行事の30日前～終了日
種類	全て	全て	①新歓関係 ②11月祭関係※ ¹	自ら主体的に関与する行事の告知
枚数※ ²	2枚以内	1枚	1枚	1枚
下記要記載事項の記載面	前面または側面※ ³	前面	前面	前面
要記載事項	団体名・設置責任者の氏名・連絡先(または学生番号)・設置期間			団体名
大きさ	縦200cm×横200cm以内			縦200cm×横100cm以内
色彩等	定めなし			京都市屋外広告物等に関する条例 その他京都市が定める基準の範囲内
申請	不要			厚生課に申請

※¹ 11月祭には北部祭典や教育学部祭も含みます。

※² 構内ごとの枚数ではなく、本部・吉田南・北部構内の指定場所における合計枚数です（西部構内の指定場所のみ別カウントになります）。

※³ 側面に記載することができるのは、要記載事項が目視により容易に確認できる場合に限りです。

⑫ ブラックバイトに気を付けてください

最近、労働関連法令に違反したり、学生らしい生活が送れなくなったりする、いわゆる「ブラックバイト」の存在が問題となっています。

ブラックバイトに巻き込まれないように気をつけましょう。

アルバイトを始める前に、まずは労働条件を確かめましょう。

ブラックバイトの例

- 労働条件が文書で明示されない
- シフトを強要され、授業や試験、課外活動に支障が出ている
- 辞めたい意思を伝えたのに、聞き入れて貰えない
- 時給が最低賃金を下回っている(京都府 1058 円)
- 1日に8時間を超えて働いたのに、残業手当が支給されない
- 6時間を超えて勤務しているのに、休憩時間がない
- 会社都合の理由で解雇された
- アルバイト中に怪我をしたが、労災保険が使えない
- 外国人留学生に対して、資格外活動許可(週 28 時間※長期休暇は1日8時間)の範囲を超えて就労をさせている

困ったときの相談窓口

- 京都労働局 総合労働相談コーナー
TEL : 075-241-3221 月～金 : 8 : 30 ～ 17 : 15 ※祝日・年末年始を除く
- 京都府労働相談所 ブラックバイト相談窓口
TEL : 075-661-3253 月～金 : 9 : 00 ～ 13 : 00・14 : 00 ～ 21 : 00 /
土 : 9 : 00 ～ 13 : 00・14 : 00 ～ 17 : 00
※祝日・12月29日～1月3日を除く
- 厚生労働省「労働条件相談ほっとライン」
TEL : 0120-811-610 月～金 : 17 : 00 ～ 22 : 00 / 土・日・祝日 : 9 : 00 ～ 21 : 00
※12月29日～1月3日を除く

⑬ 本学からアルバイト料等を受給する際の注意

ニュースや新聞などで研究機関や研究者による公的研究費等の不正に関する記事について目にすることがあると思います。学生である自分には関係ないと思われていないでしょうか？

近年、本学においても公的研究費等の不正経理の事案に学生が巻き込まれたケースがありました。教員が学生に対し虚偽の書類作成を指示し、大学から学生に実態のない旅費(交通費等)を支給させた後、学生に支給された旅費を教員が回収するというものです。

今後の学生生活においても、大学からアルバイト料や旅費を受給する機会があると思いますが、その際に、こういった不正行為に関わらないためにも、こういった行為が不正受給に該当するのか知っておくことが大切です。

不正受給に該当する行為の例

- 実際に勤務・従事していない業務に対してアルバイト料を受け取ること
- 実際に行っていない出張に対して旅費を受け取ること
- 安価な交通手段を利用して出張したにもかかわらず、実際よりも高額な旅費を受け取ること
- 大学から支給されるアルバイト料(OA・TA・TAS・RA 給与^{注1)}、謝金、RF 委嘱対価^{注2)}、旅費の全部または一部について、正当な理由なく教員の指示による回収に応じること

注1) OA : Office Assistant, TA : Teaching Assistant, TAS : Teaching Associate, RA : Research Assistant

注2) RF : Research Fellow

このような行為を求められた場合や、事務手続きに不安がある場合は、所属する学部・研究科等の事務室・事務職員に遠慮なくご相談ください。

本件の詳細は次のホームページ

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/campuslife/notice2#arubaitoryou>



【以下のことに注意してください】

- ・アルバイトに従事する際は、必ず事前に業務の内容や従事する日時、単価等について説明を受け、内容を承諾した上でアルバイトに従事してください。
- ・アルバイトに従事した際は、勤務の都度、勤務表に記載されている勤務内容と勤務時間が実際に従事したものと相違ないか確認の上、勤務表に押印し、監督者の確認を受けてください。数日毎あるいは月末にまとめて押印しないでください。
- ・旅費を請求する際は、請求の内容が実際の旅行内容(日程・経路等)と相違ないか確認した上で、請求してください。なお、航空機・パック旅行・外国出張時の鉄道等のほか、新幹線または JR 特急を利用した際は領収書等の提出が必要です。

⑭ 悪徳商法にだまされないために

学生をねらった悪徳商法が多発しています。これらの悪徳商法は、学生の社会的経験の少なさなどにつけこみ、「楽しんで儲かる」といった気持ちを起こさせ、時には脅迫まがいの方法で引き込んだりします。次にあげるような悪徳商法の他にも巧妙な新しい手口もでてきていますので、くれぐれも注意してください。

キャッチセールス	街で「アンケートに答えてください……」などと呼び止められ、営業所に連れて行かれて、高価な化粧品や会員権などの契約をさせられます。
アポイントメントセールス	「格安で海外旅行ができ、レジャー施設も安く利用できる」などと電話で営業所に呼び出され、実際には別の商品（ビデオ教材等）とのセット販売で結局高額な商品を買わされることになります。
マルチ商法	「人を紹介するだけで、どんどん収入がふえる」などのうまい話で誘われます。商品を買って会員になり、知人や友人を紹介して商品を買ってもらうと、リベートがはいり、さらに孫・ひ孫からのリベートがはいるといいます。手軽にできるアルバイトと思って契約したものの、結局残ったのは買い込んだ商品と借金だけということにもなりかねません。
架空請求詐欺	実際には利用していない有料サイトの利用料金等の名目で金銭をだまし取る架空請求詐欺事件が増加しています。学生の皆さんがこうした被害にあわないよう、次のようなことに心がけてください。 ・身に覚えのない請求は無視する。（請求のはがきやメールは保管しておく） ・指定された連絡先には絶対に連絡しない。 ・迷惑メールの受信拒否設定をする。 ・一人で判断せずに警察や家族、周囲の人に相談する。

京都府ホームページ(くらしの情報ひろば)

<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/>



京都府ホームページ(あま〜い誘いにご用心!)

https://www.pref.kyoto.jp/shohikyoiku/documents/kyoto_amai.pdf



⑮ 女子大生を対象とした悪質スカウトに注意

平成 31 年 2 月、京都市内の繁華街などで勧誘した女性に高額な借金を負わせ風俗店で働くよう斡旋したとして、京都市内の大学に通うスカウト集団の男らが逮捕されました。この事件では、京都市内に住む女子大生らを性風俗店に紹介して働かせていたとのことです。

このようなスカウトが未だに行われており、京都府警察のホームページでも注意喚起がされています。

祇園、木屋町など繁華街において、悪質な飲食店従業員やスカウト集団がいわゆる「ナンパ」をしているかのようなフリをして近づいてきますが、彼らの目的は言葉巧みに女性の連絡先を入手し、人間関係を作ったうえで、バー（ホストクラブ）に通わせて未収金（借金）を負わせ、最終的には風俗店などで働かせることです。

このような悪質かつ卑劣な行為の被害に遭わないよう以下の点に注意して下さい。

【被害を防止するには（京都府警察 Web サイトより）】

1. この手の事案と疑われる場合はすぐに警察に連絡する。（不当な飲食代金に対する請求には対抗策を講じることが出来る場合があります。）
2. スカウトには連絡先や個人情報を教えない。
3. 怪しい飲食店にはついて行かない。
4. おかしいと思った時はすぐに相談を。

※安易に LINE などの連絡先を教えないでください

⑯ クレジットカード等の利用について

民法改正により、2022 年 4 月から成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられました。成年に達すると、親の親権に服さなくなることから、親の同意を得なくても、自分の意思でローンやクレジットカード等の様々な契約ができるようになります。その一方で、未成年者取消権（親が未成年者の行った法律行為を取り消す権利）が行使できなくなるため、自分が行った契約の責任は自分で負うことになります。

ローンやクレジットカードを安易に利用すると、その返済に追われ学生生活の継続が危ぶまれることとなります。また、返済の延滞を放置したり繰り返したりすると、個人信用情報機関に延滞に関する情報等が登録されてしまい、いわゆるブラックリストに載ってしまいます。さらに、ローンやクレジットカードの返済ができなくなった場合には、自己破産をしなければならないこともあります。

ブラックリストに載るだけでも、完済から原則 5 年間は延滞に関する信用情報に残り、その間はローンの審査やクレジットカードの契約に大きな支障となります。さらに、自己破産をすると、借入やクレジットカードの利用ができなくなる他にも様々な法律上・生活上の制約を受けることとなり、学生生活のみならず卒業（修了）後の生活にも影響を及ぼすおそれがあります。ローンやクレジットカードは、自分自身にとって無理の無い範囲で、慎重に利用するようにしてください。

なお、本学では、「小口短期貸付」という無利子の短期貸付制度があります（P25 参照）ので、病気、不慮の事故、家族からの送金の延着等により、急に出費が必要となった場合は、学務部学生課奨学掛窓口で相談してください。

⑪ 選挙に関する注意

公職選挙法等の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月 19 日から施行され、選挙権年齢等の満 18 歳以上への引き下げが実施されました。

皆さんの中には、投票だけでなく、選挙運動にも積極的に関わっていきたいと考えている方もいるかもしれません。ただし、注意が必要です。

公職選挙法では、選挙運動について様々な制限があり、違反した場合、罰則等もあります。法令を遵守し、適切な行動をとるには、ルール正しい理解が不可欠です。

(1)「選挙運動」とは？

選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為」と解されています。

選挙運動は、選挙ごとに決められた選挙運動期間（選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間）内にしか行うことができません。

候補者への投票を呼びかけるチラシ（選挙運動用ビラ）を配ることは、他の者から指示されたとおりに機械的に行ったとしても一般的には選挙運動になります。また、配れる選挙も限られ、配れる場所も演説会場内や街頭演説の場所等に限られるため、例えば、チラシを選挙人の家のポストに入れるような配り方はできませんので、注意が必要です。

また、満 18 歳未満の者は選挙運動を行うことはできず、誰であっても、満 18 歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。

(2)選挙運動は基本的に「ボランティア」

選挙応援のためのアルバイトには特に注意が必要です。例えば、チラシを配る者は、報酬を受け取ることはできません。公職選挙法では、「選挙運動は原則として自発的に無報酬で行うものである」とされており、選挙運動に従事する者に対する報酬は、選挙運動に関する事務に従事する者、選挙運動用自動車での車上運動員や手話通訳者に対するものを除き、買収罪に当たることとなります。

なお、公職選挙法に規定されている範囲内で交通費などの実費を支払うことはできるため、こうしたものを受け取ることは可能です。

(3)制度をきちんと理解しよう

上記のほか、インターネットの利用や飲食物の提供を受けることの可否など注意すべきことはたくさんあります。分からないことがあるときは、みなさん自身がインターネット等を利用して調べるなど、制度を正しく理解しようとする努力が必要です。

私たちが拓く日本の未来（総務省 HP）

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html



※(1)と(2)は総務省 HP に掲載の教材「私たちが拓く日本の未来」を一部抜粋して作成しました。

⑱ 国民年金の加入について

国民年金は、高齢や不慮の事故などによって私たちの生活が損なわれることのないよう、前もってみんなで保険料を出し合い、経済的にお互いを支え合う制度で、日本に住む 20 歳から 60 歳までの全ての人が加入することになっています。

20 歳になったとき、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が届きますので、ご確認ください。

国民年金の被保険者になると、保険料の納付が義務付けられますが、収入が少ない学生のために申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。詳しくは、住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口にお問い合わせください。

20 歳になったとき (日本年金機構 HP)

<https://www.nenkin.go.jp/service/scenebetsu/hatachi.html>



⑲ ごみ分別について

キャンパス内（事業場）のごみの分別方法は一般家庭での分別方法とは異なります。キャンパス内には、各所にごみ箱（リサイクルステーション）が設置されていますので、そこに掲示された分別表示に従い、きちんと分別してください。

汚れた弁当容器・菓子類の包装・カップ麺の容器および、一般家庭では燃やすごみに分別されている  マークの無い使い捨てのスプーンや手袋等も、プラスチック製であれば京都大学では「廃プラスチック類」に分類されることに注意してください。

※汚れが酷い場合は軽く洗ってから捨ててください。食べ残しは「燃やすごみ」として捨ててください。

また、下宿等住まいでのごみについても、お住まいの自治体の分別方法に従い分別に努めてください。なお、京都市では、新聞やダンボールの他にも「雑がみ（紙箱やメモ用紙、ふせん等）」の分別・リサイクルが条例により義務化されているため、分別によりリサイクルに努めましょう。



ゴミ分別ステッカー

ごみに関して、何か分からないことがあるとき

施設部環境安全保健課環境企画掛

TEL : 075-753-2362 Mail : kankyo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

② 落とし物・忘れ物について

大学構内における落とし物・忘れ物の件数は、毎年 1,000 件以上あり、2,000 件を超える年もあります。その多くは講義室や図書館、食堂などでの忘れ物です。席を立つときには忘れ物がないか、今一度確認してください。

(1) 落とし物を拾得した場合(拾得物)

拾得物は、 $\left\{ \begin{array}{l} \cdot \text{最寄りの各学部・研究科・部局の事務窓口} \\ \cdot \text{正門インフォメーションまたは各構内警備員} \end{array} \right\}$ に届けてください。

※拾得物は、届けられた各事務窓口等で一時保管されます。その後、持ち主が不明の拾得物は、施設部プロパティ運用課キャンパス安全掛(桂・宇治キャンパスは各事務部総務課総務掛)で集約され、それぞれ受け持ちの警察署(吉田キャンパスは川端警察署、桂キャンパスは西京警察署、宇治キャンパスは宇治警察署)へ提出します。

(2) 紛失した場合(遺失物)

※問合せ時間

平日：8:30(生協は10:00)～17:00

吉田キャンパスの問合せ先

○講義室等で紛失

各学部・研究科等の事務窓口

連絡先は「各学部・研究科の窓口(教務担当)」を参照してください。

吉田南構内の事務窓口

吉田南構内共通事務部経理課資産・用度掛 TEL：075-753-6521

国際高等教育院全学共通科目学生窓口 TEL：075-753-6509～6511

○連絡バスで紛失

施設部プロパティ運用課資産掛 TEL：075-753-2153

○生協(食堂、購買部等)で紛失

組合員センター TEL：075-771-6211

○その他、紛失場所が不明(全般)

施設部プロパティ運用課キャンパス安全掛

TEL：075-753-2226、075-753-7972 Mail：810campusanzen@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

桂キャンパスの問合せ先

○桂地区(工学研究科)事務部総務課総務掛 TEL：075-383-2000

宇治キャンパスの問合せ先

○宇治キャンパスインフォメーションセンター TEL：0774-38-4384

A
学生関係
窓口案内

B
諸手続

C
学生生活
サポート

D
課外活動
サポート

E
学生表彰
など

F
学習
サポート

G
海外留学・
国際交流

H
学生相談

I
学生生活で注意
してほしいこと

J
災害等の対応
について

キャンパス
マップ